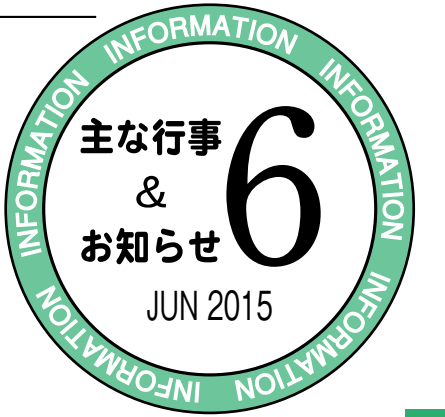




福祉

障害者・母子・父子
家庭の皆さんへ
各種手当の支給

特別障害者手当

心身に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

■支給額／月額2万6千620円
*施設入所や3カ月以上入院している場合や所得が一定以上ある場合は支給されません。

特別児童扶養手当

身体または精神に中度以上

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

受給資格者

(国籍は問いません)

次の要件のいずれかに該当する18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度末まで対象、また中度以上の障害を有する場合は20歳未満の方)を監護している母または父、もしくは代わってその児童を養育している方に支給されます(所得制限があります)。

①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童

②父または母が死亡した児童

③父または母が重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)にある児童

④父または母の生死が不明である児童

⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童

⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

⑧母が婚姻によらずに懐胎した児童

の障害のある20歳未満の方を養育している保護者に支給されます。

■支給額

▼1級／月額5万1千100円
▼2級／月額3万4千30円

*児童が施設入所の場合、所得が一定以上ある場合や公的年金を受けている場合は支給されません。

障害児福祉手当

特別児童扶養手当1級の方のうち、重度の障害のため、常時介護を要する在宅の20歳未満の方に支給されます。

■支給額／月額1万4千480円

*施設入所の場合、所得が一定以上ある場合や公的年金を受けている場合は支給されません。

重度心身障害児療育手当

特別児童扶養手当1級の方のうち、障害児福祉手当に該当しない18歳未満の心身障害児を養育している保護者に支給されます。

■支給額／月額7千300円
*所得制限はありませんが、児童が施設入所の場合は支給されません。

給されません。

重度心身障害児・者
医療費助成制度

重度障害のある方の医療費について、自己負担分が助成されます。

■対象

▼身体障害者手帳1級・2級の方

▼療育手帳A1・A2の方
▼身体障害者手帳3級・4級を所持し、療育手帳B1の知的障害と認定された18歳未満の方

*平成15年10月1日以降、新たに重度障害の認定を受けた65歳以上の方については、市民税非課税世帯のみ対象となります。

■申請に必要なもの
各種手帳、保険証、印鑑

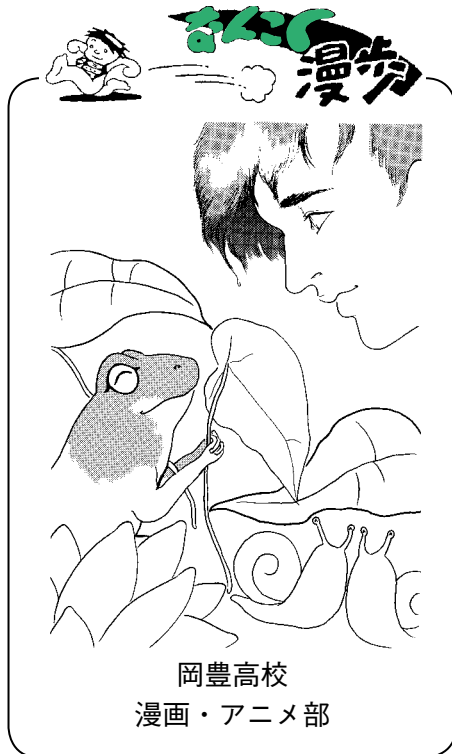
*障害者の各種手当に関するお問い合わせは
福祉事務所 障害福祉係
(☎880・6566) まで

南国市交通遺児手当

交通事故(車・汽車・電車の運行によって生じた事故、海難、航空事故)で父母、もしくは父、または母を失った児童を対象に18歳に達した年度末まで支給されます。

■支給額／児童1人につき、月額2千円

*1年以上市内に在住し、現に児童を扶養している方に限ります。



メール、FAX、電話でお申し込みください。

■とき／6月

①14日(日)午前9時～正午
②15日(月)午後6時～9時
③17日(水)午後1時半～4時半
④17日(水)午後6時～9時
⑤23日(火)午後1時半～4時半
⑥23日(火)午後6時～9時

■ところ

①②高知共済会館
③④安芸市民会館
⑤⑥四十万市中央公民館

■申込締切／6月11日(木)

*申込先・お問い合わせは
高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー
(☎821・8080
☎821・8100
✉kochi.cen@pony.ocn.ne.jp)
まで

戦没者慰霊巡拝参加者

戦没者の遺族を対象に慰霊巡拝が行われます。

■巡拝地域／沿海地方、ウズベキスタン、東部ニューギニア、インドネシア、硫黄島、北ボルネオ、パラオ、フィリピンほか

■参加条件／健康状態が良好など(原則80歳以下の方)

催し物
イベント

第1回時計に感謝の集い

天智天皇が日本で初めて時計により人々に時を知らせた時の記念日(6月10日)を記念し、時計に感謝の集いを開催します。

■とき／6月7日(日)
午前10時～午後2時

■ところ／中村時計博物館(後免町商店街)

■内容／約3千個のゼンマイ式古時計の展示と館長による解説、石原裕次郎資料展およびヒット曲鑑賞、特別企画「おもいでの高倉健」、やなせたかし先生とアンパンマンのコナー、出店

*お問い合わせは
中村時計店
(☎864・2458) まで

母子・父子福祉手当

配偶者のいない女性または男性で、18歳に達する年度末までの児童を養育している方また両親を失った18歳に達する年度末までの児童を扶養している方に支給されます。

■支給額／児童1人につき、月額1千円

*母または父および児童が引き続き1年以上市内に在住し、現に児童を扶養している方に限ります。なお、市交通遺児手当を受給している方は該当になりません。

ひとり親家庭医療費の助成

■助成対象者／次のいずれかに該当する方(前年所得を基に判断)

▼母子・父子家庭の母または父と児童

▼準母子・準父子世帯

▼父母のいない児童

*児童とは、18歳に達した年度末までの間にある方。

■申請時に持参するもの
母または父および該当する児童の健康保険証、印鑑

*該当すると思われる方は6月末までに申請してください。

第58回金婚夫婦祝式典

■とき／9月1日(火)午後2時
■ところ／グレース浜すし

■資格／昭和40年1月1日から12月31日までに婚姻届を出された県内在住の夫婦

*それ以前の届け出で、初めて参加する方も可

■申込方法／申込用紙または便せんに次の必要事項を記入し、郵送してください。

①2人の氏名(ふりがな)
②生年月日③年齢④職業⑤郵便番号⑥住所(ふりがな)

⑦電話番号⑧結婚記念日⑨氏名などの新聞掲載可否

*申込用紙など詳細は、高知新聞企業ホームページ
(http://www.kochi-sh.co.jp/kinkon/)

■申込締切／6月22日(月)必着

■備考／参加者には8月中旬ごろ、郵送で案内します。

*申込先・お問い合わせは
株高知新聞企業 事業企画部「金婚式」係
(☎780・8666
高知市本町3丁目2・15
☎825・4328) まで

市民からのお便り

5月の空に孫の鯉のぼりが屋根より高く泳いでいます。

市民からのお便り 春の季節が本当に短くて、はや日差しが夏になりましたネ。